

福祉医療制度のお知らせ

医療費の自己負担金を助成

市では、市内在住の健康保険加入者を対象に、医療費の自己負担金の一部を助成する5種類の福祉医療制度を実施しています。各医療制度の内容に該当

福祉医療制度

種類	対象	医療費の自己負担	手続きに必要なもの	所得制限
子育て支援医療	中学3年生までの子ども(中学生は入院のみで、償還払い。受給者証の交付なし)	1カ月1医療機関、入院・外来(内科・歯科)各200円	健康保険証、印かん	なし
ひとり親家庭医療	ひとり親家庭の母または父と18歳未満の子ども、遺児	原則なし	戸籍謄本、健康保険証、印かん	あり(表1)
障害者医療	身体障害者手帳1～3級または療育手帳を持つ75歳未満の人	原則なし	障害者手帳または療育手帳、健康保険証、印かん	あり(表2)
重度心身障害老人健康管理事業	後期高齢者医療被保険者で身体障害者手帳1～3級または療育手帳を持つ人	原則なし	後期高齢者医療被保険者証、障害者手帳または療育手帳、印かん	あり(表2)
老人医療	65歳以上71歳未満(昭和19年4月2日以降生まれの人)で、次の①か②に該当する人 ①本人、配偶者および同居の扶養義務者(直系血族の親族、兄弟姉妹)の平成25年中の所得税が非課税 ②一人暮らしを含む「老人世帯」で所得制限以下	1割か3割 ※世帯内に65歳以上で住民税課税所得が145万円以上の人がいる場合は、3割	健康保険証、印かん	あり(②は表3)

※「老人世帯」とは、本人と同居する家族が満18歳未満や満60歳以上のみで構成されている世帯もしくは、その世帯に重・中度の障がいをもつる人を含んだ世帯
※転入された人については、本人と扶養義務者の住民税課税証明書が必要となります。

するが、また手続きをしていない人は、国保医療課で申請してください。

医療費の給付

福祉医療制度の受給者証を交付された人は、京

■表1(ひとり親家庭医療)

扶養人数	本人・扶養義務者の所得額
0人	236万円未満
1人	274万円未満
2人	312万円未満
3人	350万円未満
4人以上	1人につき38万円加算

■表2(障害者医療・重度心身障害老人健康管理事業)

扶養人数	本人の所得額	配偶者・扶養義務者の所得額
0人	360万4千円以下	628万7千円未満
1人	398万4千円以下	653万6千円未満
2人	436万4千円以下	674万9千円未満
3人	474万4千円以下	696万2千円未満
4人以上	1人につき38万円加算	1人につき21万3千円加算

■表3(老人医療②のみ)

扶養人数	本人の所得額	配偶者・扶養義務者の所得額
0人	159万5千円以下	628万7千円未満
1人	197万5千円以下	653万6千円未満
2人	235万5千円以下	674万9千円未満
3人	273万5千円以下	696万2千円未満
4人以上	1人につき38万円加算	1人につき21万3千円加算

※表1～表3の額は、平成25年中の所得から本人控除(障害者控除等)や社会保険料控除等をした額です(所得から控除できるものにつきましては、国保医療課までお問い合わせください)。

都府内の医療機関等で診療を受けた場合、受給者証を提示することで、窓口で助成を受けられますが、京都府外で診療を受けた場合は、別途申請の手続きが必要です(いったん通常の自己負担額を支払った後、医療費支給申請書に領収書を添付し、国保医療課に提出すると、支払った自己負担額のうち、各制度の自己負担分を除いた額で、総医療費を超えない額を給付します)。

国民健康保険料等の負担を軽減

非自発的失業者の保険料軽減

会社の倒産や解雇等により失業した国民健康保険(国保)加入者の保険料を軽減する制度を平成22年4月から実施しています。対象者は次の①②の要件をいづれも満たす人です(申請必要)。
▽要件 ①退職時点65歳未満 ②雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」と認定された人
▽軽減方法 離職日翌日の属する月から翌年度末の間、失業者の前年給与所得を実際の3割とみなして保険料を算定し、また高額療養費負担限度額等の所得区分の再判定を行います
▽手続き 雇用保険受給資格者証を取得し、国民健康保険証、印かんと共に持参のうえ、国保医療課で手続きしてください。

その他の失業者の保険料減免

退職による国保加入者が雇用保険を受給する場合、その受給期間に相当する保険料について、所得割の月額額を3割減免します。
▽手続きに必要なもの 国民健康保険証、雇用保険受給資格者証、印かん
※失業等により前年より所得が著しく減少する国保加入者も減免の対象となる場合があります。詳しくは、国保医療課までお問い合わせください。

非自発的失業者の要件となる離職理由と離職者コード番号

離職者コード番号	離職理由
11	解雇(コード50の重責解雇を除く)
12	天災その他の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止めによる退職(雇用期間3年以上、契約更新1回以上、雇止め通知ありの場合)
22	雇止めによる退職(雇用期間3年未満、更新明示ありの場合)
23	契約期間満了(雇用期間3年未満、更新明示なし)
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職、退職勧奨
32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
33	やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が12カ月以上の場合)
34	やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が6カ月以上12カ月未満の場合)

※受給期間終了後、雇用保険受給資格者証を破棄されている場合は公共職業安定所(ハローワーク)でご相談ください。

きをしてください。

【軽減対象期間】

(例1)平成24年3月31日から25年3月30日までに失業した人：離職日翌日の属する月から平成25年度までの保険料と失業月の翌月から平成26年7月までの高額療養費負担限度額等
(例2)平成25年3月31日から26年3月30日までに失業した人：離職日翌日の属する月から平成26年度までの保険料と失業月の翌月から平成27年7月までの高額療養費負担限度額等
(例3)平成26年3月31日から27年3月30日までに失業した人：離職日翌日の属する月から平成27年度までの保険料と失業月の翌月から平成28年7月までの高額療養費負担限度額等

一部負担金の減免等

国保加入者が、医療機関で1カ月に支払う一部負担金が高額となる場合、一定の要件に該当すれば一部負担金を減免します。
▽承認期間 原則として年間3カ月以内(医師の意見により最大6カ月)
▽要件 ①加入者全員の収入が生活保護基準額に世帯の医療費自己負担限度額を加算した額の1.1倍以内②その他、特に必要と認められた場合
▽手続きに必要なもの 国民健康保険証、給与支払証明書など加入者全員の収入状況等を証明できる書類、通帳、印かん
◆問い合わせ 国保医療課

振り込め詐欺に注意!

市内において振り込め詐欺が多発しています。市役所の職員を装い「あなたの国民健康保険料が過払いになっているため、通知文を送付したが、まだ手続きされていない。還付手続きに必要があるので、銀行名、口座番号を教えてください」などと、巧みな言葉で現金を指定された口座に振り込ませるといふものです。注意してください。
市では、還付金等が発生した場合、電話で銀行等の口座番号を照会したり、コンビニや銀行のATM(現金自動預け払い機)の操作をお願いすることは絶対にありません。
※市役所の職員をかたった電話や訪問があったら、迷わず八幡警察署(☎981・0110)または生活情報センター(☎983・8400)に連絡してください。
◆問い合わせ 保険料収納課